

承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

I 概要

1 ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン(ウエストナイルイノベーター)

(1)主成分

ウエストナイルウイルス

(2)開発の経緯

ウエストナイルウイルスは鳥類を宿主とし、自然界では蚊（イエカ属やヤブカ属等）により媒介され、蚊と鳥類の間で感染環を形成しているが、馬やヒト等のほ乳類も感染鳥を吸血した蚊に吸血されることにより偶発的に感染し、脳脊髄炎を主徴とする症状を起こす。

かつてはアフリカ、中近東、ヨーロッパの一部の風土病に近いものであったが、米国東北部で1999年に初発し、今後アメリカ、ヨーロッパ大陸での流行拡大が懸念されているため、馬におけるウイルス血症の発症を防止する目的で開発された。

(3)対象動物;馬

(4)用法及び用量

初年度は、1 mLを筋肉内注射後、3～6週間後2回目を筋肉内注射する。その後、1年毎に1 mLを筋肉内注射する。

(5)効能又は効果

馬におけるウエストナイルウイルスによるウイルス血症の予防

II 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）